深川市住民監査請求の手引き

令和6年1月12日 深川市監査事務局作成

1 住民監査請求とは何ですか。

住民監査請求は、地方自治法第242条の規定により、市民のかたが、市長等執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、これを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講じるよう求める制度です。

この制度は、市民のかたの請求により、違法又は不当な行為を止めさせたり、 改めさせたり、これによって生じた損害を回復させることによって、深川市の 財政面の適正な運営を確保し、市民全体の利益を守ることを目的にしています。

2 どのような場合に、住民監査請求ができますか。

住民監査請求ができるのは、次に掲げる深川市の財務会計上の行為についてです。

- (1) 違法又は不当な
 - ア 公金の支出
 - イ 土地、建物、物品など、財産の取得・管理・処分
 - ウ 購入、工事請負など、契約締結、履行
 - エ 債務その他の義務の負担
 - 注意 上記行為のあった日又は終わった日から 1 年以上経過している場合 には、正当な理由がない限り、監査請求ができません。
- (2) 上記(1)の行為が行われることが相当の確実さで予測される場合
- (3) 違法又は不当に
 - ア 市税の徴収を怠るなど、公金の賦課、徴収を怠る事実
 - イ 損害賠償請求を怠るなど、財産の管理を怠る事実

3 1 年以上経過しても住民監査請求できる「正当な理由」とは何ですか。

次の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 請求の対象となる行為が秘密裡に行われたものであること。
- (2) その行為を相当の注意力をもって調査しても、客観的に見て知ることができなかったといえること。
- (3) その行為を知ってから相当の期間内に監査請求していること。
 - 補足 「相当の期間」がどれくらいなのかは、それぞれの事案により異なります。また、1年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で、正当な理由の存在を説明していただく必要があります。
- 4 住民監査請求はだれができるのですか。

深川市の住民のかたです。法人も含みます。

- 5 住民監査請求はどのような方法でするのですか。
- (1) 住民監査請求することがらについて、措置請求書という書面を作成して申し出ることになっています。
- (2) 請求するときは、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。事実証明書といいます。
 - 例 市政情報の公開請求により公開を受けた文書の写し、新聞記事の写しなど
- (3) 請求書は、直接持参するか、郵送してください。

6 住民監査請求の書面は、どのように作成したらいいのですか。

請求書の様式及び記入例は次のとおりです。

(様式は、地方自治法施行規則第13条により定められています。)

別記様式第1号(第2条関係)

深川市職員措置請求書

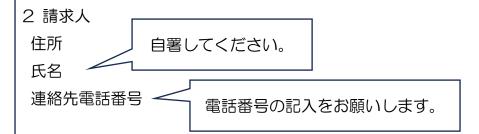
記入例

深川市長(〇〇委員会・委員・職員)に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

次の事項について具体的に記入してください。

- (1) だれが(請求の対象職員)、いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか
- (2) その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか
- (3) その結果、どのような損害が市に生じているか
- (4) どのような措置を請求するのか
- (5) 財務会計上の行為から1年経過後に請求するときは、その正当な理由



地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

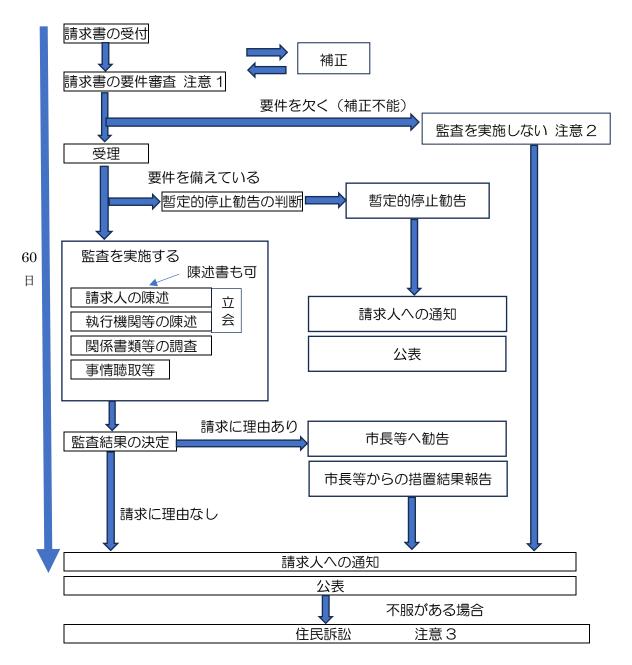
年 月 日

深川市監査委員 様

備考 氏名は自署してください(点字で記載することを含む)。

7 住民監査請求の手続きはどうなっていますか。

監査委員による監査は、おおむね次のような流れになります。



- 注意 1 要件審査は、住民監査請求の対象が市の財務会計上の行為であるか、請求人は市民かな ど、監査を実施する要件を満たしているかについて行います。なお、要件を欠く場合に、 補正を求めることがあります。
- 注意2 「監査を実施しない」は、訴訟上の「却下」に該当します。
- 注意3 住民訴訟については、出訴期間が定められています(地方自治法第242条の2)。

8 住民監査請求の書面はどこに提出すればいいのですか。

請求書は、深川市監査事務局まで、直接書面を持参するか、又は郵送してください。住所と電話番号は次のとおりです。

担当	深川市監査事務局
住所	〒074-8650 深川市2条17番17号 深川市役所3階
電話	0164-26-2352

補足 住民監査請求に関するお問い合わせもこちらです。

9 監査の結果に不服がある場合には、どうしたらいいのですか。

裁判所に、違法な行為又は怠る事実について、住民訴訟を提起して争うことができます。なお、住民訴訟を提起できる場合とその期間は次のとおりです。

- (1) 監査結果又は勧告に不服がある場合 監査結果又は勧告の通知を受け取ってから 30 日以内
- (2) 勧告に対する執行機関等の措置に不服がある場合 措置結果の通知を受け取ってから 30 日以内
- (3) 勧告に対する措置が行われないことを不服とする場合 措置期間を経過した日から 30 日以内
- (4) 請求の日から 60 日以内に監査結果又は勧告の通知がない場合 60 日を経過した日から 30 日以内
- (5) 監査を実施しなかったことに不服がある場合 却下の通知を受け取ってから 30 日以内

10 提出前の確認用リスト

項目	チェック欄
1 請求される方の住所は深川市内ですか。住所を記載していますか	
2 氏名は自署していますか	
3 連絡先電話番号は記載されていますか	
4 誰(市長、市職員等)の行為かを示していますか	
5 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は特定されていますか	
6 行為が違法又は不当であるかの理由を具体的に示していますか	
7 財務会計上の行為等の結果として発生する又はそのおそれのある損害は示されていますか	
8 求める措置の内容を示していますか	
9 請求の対象となる財務会計上の行為から1年を経過している場合は、その理由を示していますか	
10 違法又は不当とする行為の事実を証明する書面は添付していますか	
例:公文書公開請求により開示を受けた文書の写し、新聞 記事の写し。書面の様式は自由です。	